



平成 21 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社ウィーヴ  
代表者名 代表取締役 鈴木 徹也  
( J A S D A Q ・ コード 2360 )  
問合せ先  
役職・氏名 社長室長 刑部 徹  
電話 03-6408-1881

## 定款の一部変更及び全部取得に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」および「全部取得条項付株式の取得の件」を平成 21 年 4 月 27 日開催予定の臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会（以下、「本臨時株主総会及び本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本定款の一部変更およびそれに基づく手続きが実行された場合、ACA グロース 1 号投資事業有限責任組合及び MCP シナジー 1 号投資事業有限責任組合（以下「ACA ファンド」といいます。）の保有する当社株式数の合計が当社の発行済株式の総数となりますので、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）の株券上場廃止基準に従い、当社の発行する株式は上場廃止になります。また、上場廃止後は当社の発行する株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

## 記

### 1. 定款変更の目的

平成 21 年 3 月 3 日付当社プレスリリース「主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、ACA ファンドは、平成 21 年 1 月 14 日から当社株式に対し公開買付けを行い、平成 21 年 3 月 6 日（決済日）をもって、当社株式 24,368 株（当社の発行済株式総数に対する割合：約 83.91%）を共同保有するに至っております。

また、平成 21 年 1 月 13 日付当社プレスリリース「当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」にて記載しておりますとおり、当社の厳しい状況は今後も継続すると思われ、当社が引き続き出版事業の確立とキャラクター事業の強化に取り組んでいくうえで、依然として不透明な状況への備えとして内部留保資金を確保しつつ、新規コンテンツを製作するには相応の期間が必要となります。また、その効果が直ちに現れるものではないことから、一時的にせよ、コスト増加やキャッシュ・フロー悪化に伴う業績の悪化が見込まれます。当社は出版事業を確立すべく注力してまいります。パートワーク事業は、企画からテストマーケティング・販売に至るまでをトータルでプロデュース

スするための体制の強化が必要となり、かかる体制の強化には、時間とコストがかかることから、更なるコストの増加やキャッシュ・フローの悪化に伴う業績の悪化も見込まれます。しかしながら、既述のコストの増加やキャッシュ・フローの悪化は、短期的な業績の拡大を志向している資本市場において十分に評価されず、株主の皆様に対して、短期的にマイナスの影響を及ぼす可能性が否定できません。さらに、当社株式が上場廃止に至る可能性については予断を許さない状況にあったことに加え、近年、金融商品取引法の新たな内部統制ルールである「金融商品取引法に基づく内部統制報告制度」を初めとする資本市場に対する規制が強化されていることに伴って、株式の上場を維持するためのコスト（株主管理コスト、株主総会開催コスト、監査・内部統制コスト、開示コスト等）が増大しており、かかるコストは今後も更に増大することが予想されることから、当社の利益創出の足かせになる可能性が否定できず、当社は企業価値を中長期的に検討した場合、株式上場に起因するデメリットがメリットを上回っているものと考えております。

そこで、当社は、かかる改革の一環として、ＡＣＡファンドが当社の発行済株式の 100%（自己株式を除きます。）を取得することにより、中核的安定株主である同社の下、事業運営に当たっていくことが望ましいと判断しました。このため、財務戦略上の観点等も総合的に考慮したうえで、当社およびＡＣＡファンドは、当社定款について、種類株式発行会社とすること、及び普通株式を全部取得条項付株式とすること等の変更により、ＡＣＡファンドによる発行済株式の 100%（自己株式を除きます。）取得を行うことといたしました。

具体的には、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、当社の定款の一部を変更して当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、定款の一部を変更して当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び 当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類当社の株式を交付することを付議いたします。また、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記 及び のご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となり、当社による現在発行済みの当社株式の全部取得が可能となります。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主様には当該取得の対価として別個の種類当社の株式が交付されることとなりますが、当社の株主の中で交付されるべき当該別個の種類株式の数が 1 株に満たない端数となる株主様に対しては、法令の手續に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格（及びこの結果株主様に交付されることになる金銭の額）については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定ですが、生じる端数の数及び会社法第 234 条第 2 項に基づく裁判所の許可の内容等によっては、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

### 【定款変更】

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	種類株式発行会社とすること等に係る変更案
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)

<p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 116,160 株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、116,160 株とし、<u>第 6 条の 2 に定める内容の株式（以下「普通株式」という。）の発行可能種類株式総数は 58,080 株、第 6 条の 3 に定める内容の株式（以下「A 種類株式」という。）の発行可能種類株式総数は 58,080 株とする。</u></p> <p><u>(普通株式)</u></p> <p><u>第 6 条の 2 当社は、平成 21 年 4 月 27 日現在において発行済の当社株式について、その内容として、会社法第 108 条第 2 項各号に定める事項についての定めを設けない。</u></p> <p><u>(A 種類株式)</u></p> <p><u>第 6 条の 3 A 種類株式の内容は別紙のとおりとする。</u></p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第 17 条の 2 第 13 条、第 14 条第 1 項および第 15 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2 .第 12 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会において準用する。</u></p> <p><u>3 .会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</u></p> <p><u>別紙</u></p> <p><u>当社は、A 種類株式を有する株主または A 種類株式の登録株式質権者に対して、残余財産の分配を行わない。</u></p>
--	---

また、上記種類株式発行会社とすること等に係る変更後の定款を、以下のとおり追加変更いたします。

- ・発行済の当社株式に全部取得条項を付すことにより、株式の内容として全部取得条項を有する種類の株式とし、その呼称を「普通株式」から「全部取得条項付株式」に変更する。
- ・当社が発行することができる A 種類株式の内容に関する規定を削除し、発行済の当社株式と同じ内容を有する新たな普通株式の内容に関する規定を新設する。
- ・A 種類株式の内容に関する規定を削除することに伴い、A 種類株式の発行可能種類株式総数に関

する規定を削除するとともに、全部取得条項付株式および普通株式のそれぞれにつき発行可能種類株式総数に関する規定を定める。

【定款変更】

(下線部分は変更箇所)

上記変更後の当社定款	普通株式を全部取得条項付株式とすることに係る追加変更案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、116,160株とし、第6条の2に定める内容の株式(以下「普通株式」という。)の発行可能種類株式総数は58,080株、第6条の3に定める内容の株式(以下「A種類株式」という。)の発行可能種類株式総数は58,080株とする。</p> <p>(普通株式) 第6条の2 当社は、平成21年4月27日現在において発行済の当社株式について、その内容として、会社法第108条第2項各号に定める事項についての定めを設け<u>ない</u>。 (新設) (新設)</p> <p>(A種類株式) 第6条の3 <u>A種類株式の内容は別紙のとおりとする。</u></p> <p><u>別紙</u> 当社は、A種類株式を有する株主またはA種類株式の登録株式質権者に対して、残余財産の分配を行わない。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、116,160株とし、第6条の2に定める内容の株式(以下「全部取得条項付株式」という。)の発行可能種類株式総数は58,080株、第6条の3に定める内容の株式(以下「普通株式」という。)の発行可能種類株式総数は58,080株とする。</p> <p>(全部取得条項付株式) 第6条の2 当社は、平成21年4月27日現在において発行済の当社の普通株式について、その内容として、会社法第108条第2項第7号の定めを設ける。 <u>2. 当社が全部取得条項付株式を取得する場合には、全部取得条項付株式1株の取得と引換えに、0.0002051871株の当社の普通株式を交付する。</u> <u>3. 当社は、当社の発行する全部取得条項付株式について、その内容として、会社法第108条第2項第1号から第6号まで、第8号および第9号に定める事項についての定めを設け<u>ない</u>。</u></p> <p>(普通株式) 第6条の3 <u>当社は、当社の発行する普通株式について、その内容として、会社法第108条第2項各号に定める事項についての定めを設け<u>ない</u>。</u></p> <p>(削除)</p>

3. 全部取得について

臨時株主総会において上記定款変更決議がなされた後、全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会を開催し、変更後の定款に基づき、当該種類株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付株式を取得し、当該取得と引換えに、株主様に対し取得対価を割り当てる予定であります。

具体的には、ＡＣＡファンド以外の各株主様に対して取得対価として割り当てられる当社普通株式は１株未満の端数となる予定ですが、このように株主様に対する割当ての結果生じる１株未満の端数につきましては、その合計数に相当する株式を法令に定める手続に従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件に、売却することにより、売却により得られた代金をその端数に応じて株主様に交付します。ただし、上記売却にあたっては、当該端数の合計数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数部分は会社法第 234 条第 1 項により切り捨てられ、売却の対象となりません。なお、この場合であっても、売却代金の交付に際しては、各株主様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。

#### ４．日程（予定）

平成 21 年 2 月 26 日（木）	臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会基準日設定公告
平成 21 年 3 月 13 日（金）	臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会基準日
平成 21 年 4 月 10 日（金）	臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会開催に係る取締役 会決議
平成 21 年 4 月 27 日（月）	臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会開催
平成 21 年 4 月 27 日（月）	種類株式発行に係る定款一部変更の定款効力発生（定款変更）
平成 21 年 4 月 28 日（火）	全部取得条項に係る定款一部変更の通知公告
平成 21 年 4 月 28 日（火）	全部取得条項付株式の取得及び普通株式交付の基準日設定 に関する通知公告
平成 21 年 4 月 28 日（火）	整理銘柄への指定
平成 21 年 5 月 26 日（火）	当社普通株式の売買最終日
平成 21 年 5 月 27 日（水）	当社普通株式の上場廃止日
平成 21 年 6 月 1 日（月）	全部取得条項付株式の取得及び普通株式交付の基準日
平成 21 年 6 月 2 日（火）	全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日（定款変更）
平成 21 年 6 月 2 日（火）	全部取得条項付株式全部の取得及び普通株式交付の効力 発生日

以 上